

令和 7 年 4 月 18 日

都道府県
各 市区町村
こども政策担当部局 御中

こども家庭庁成育局安全対策課
こども性暴力防止法施行準備室

「教育・保育等を提供する事業者による児童対象性暴力等の防止等の取組を
横断的に促進するための指針」の活用について

令和 6 年 6 月に成立した学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律（令和 6 年法律第 69 号。以下「法」という。）については、一部の規定を除き、公布の日から起算して 2 年 6 月を超えない範囲内において政令で定める日から施行される予定です。

こども家庭庁においては、法の施行に先駆けて、教育・保育等を提供する場における従事者から児童への性暴力防止策等について、業界横断的に活用できる事項を「教育・保育等を提供する事業者による児童対象性暴力等の防止等の取組を横断的に促進するための指針」（以下「横断指針」という。）（<https://www.cfa.go.jp/policies/child-safety/efforts/koseibouhou/odanshishin>）として取りまとめ、公表しました。児童への性暴力を防止する取組等の検討・実践に当たって、本横断指針を積極的に活用いただきますようお願いいたします。

本横断指針は、法律に基づくものではなく、本横断指針の策定により、事業者に対して新たに義務が課されるものではありません。したがって、各業界の既存のガイドライン等がある場合は、それらに基づく取組を継続しつつ、本横断指針を必要に応じて参照・活用いただきますようお願いいたします。

法に基づく義務の具体的内容については、今後、有識者検討会を設置し、下位法令・

ガイドライン等の検討・作成を行ってまいりますので、これらを参照していただきますようお願いいたします。

また、法の対象となる学校設置者等及び民間教育保育等事業者は、以下のとおりとなりますので、貴自治体内の関係部局及び関係団体等に対し、本横断指針を幅広く周知いただきますようお願いいたします。

なお、本事務連絡の写しについて、別記の関係団体宛てに発出するので、念のため申し添えます。

(学校設置者等)

- 学校教育法上の設置・認可の対象となっているもの
 - ・ 学校（幼稚園、小中学校、義務教育学校、高校、中等教育学校、特別支援学校、高等専門学校）
 - ・ 専修学校（高等課程）
- 認定こども園法又は児童福祉法上の認可等の対象となっているもの
 - ・ 認定こども園
 - ・ 児童福祉施設（保育所、指定障害児入所施設等、乳児院、母子生活支援施設、児童館、児童養護施設、障害児入所施設、児童心理治療施設、児童自立支援施設）
 - ・ 児童相談所（一時保護施設を含む）
 - ・ 指定障害児通所支援事業（児童発達支援、放課後等デイサービス、保育所等訪問支援、居宅訪問型児童発達支援）
 - ・ 家庭的保育事業等（家庭的保育事業、小規模保育事業、居宅訪問型保育事業又は事業所内保育事業）
 - ・ 乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）

(民間教育保育等事業者)

- 学校教育法に規定される専修学校（一般課程。簿記学校、製菓学校等）及び各種学校（准看護学校、助産師学校、インターナショナルスクール等）

- 学校教育法以外の法律に基づき学校教育に類する教育を行う事業（高等学校の課程に類する教育を行うもの。公共職業訓練中卒者向けコース等を想定）
 - 児童福祉法上の届出の対象となっているもの等
 - ・ 放課後児童クラブ等
 - ・ 一時預かり事業 ・ 病児保育事業 ・ 子育て短期支援事業
 - ・ 認可外保育施設 ・ 児童自立生活援助事業
 - ・ 小規模住居型児童養育事業 ・ 妊産婦等生活援助事業
 - ・ 児童育成支援拠点事業 ・ 意見表明等支援事業
 - 障害者総合支援法上に規定されるもの（障害児を対象とするもの）
 - ・ 居宅介護事業 ・ 同行援護事業 ・ 行動援護事業
 - ・ 短期入所事業 ・ 重度障害者等包括支援事業
 - 民間教育事業（児童に技芸又は知識の教授を行うもの。一定の要件を設定（※））
 - ・ 学習塾、スポーツクラブ、ダンススクール 等
- ※ 「対面指導」「習得するための標準期間が6か月以上」「事業者が用意する場所」「技芸又は知識の教授を行う者が政令で定める人数以上」を検討。

別記（五十音順）

一般財団法人児童健全育成推進財団
一般社団法人全国医療的ケア児者支援協議会
一般社団法人全国介護事業者連盟
一般社団法人全国児童発達支援協議会
一般社団法人全国重症児者デイサービス・ネットワーク
一般社団法人全国手をつなぐ育成会連合会
一般社団法人全国認定こども園連絡協議会
一般社団法人全国病児保育協議会
一般社団法人日本発達障害ネットワーク
一般社団法人日本ファミリーホーム協議会
一般社団法人日本フィットネス産業協会
一般社団法人認定こども園連盟
公益財団法人日本スポーツ協会
公益財団法人日本知的障害者福祉協会
公益社団法人全国保育サービス協会
公益社団法人全国私立保育連盟
公益社団法人日本重症心身障害福祉協会
指定都市教育委員会協議会
社会福祉法人全国社会福祉協議会全国児童養護施設協議会
社会福祉法人全国社会福祉協議会全国保育協議会
社会福祉法人全国社会福祉協議会全国母子生活支援施設協議会
社会福祉法人全国重症心身障害児（者）を守る会
社会福祉法人日本保育協会
全国学童保育連絡協議会
全国児童自立支援施設協議会

全国児童心理治療施設協議会
全国肢体不自由児施設運営協議会
全国市長会
全国市町村教育委員会連合会
全国重症心身障害日中活動支援協議会
全国自立援助ホーム協議会
全国専修学校各種学校総連合会
全国知事会
全国町村会
全国都道府県教育委員会連合会
全国乳児福祉協議会
全日本私立幼稚園連合会
特定非営利活動法人全国小規模保育協議会
特定非営利活動法人全国認定こども園協会
特定非営利活動法人フリースクール全国ネットワーク
日本肢体不自由児療護施設連絡協議会
日本私立小学校連合会
日本私立中学高等学校連合会
日本民間教育協議会
日本労働組合総連合会
NPO法人家庭的保育全国連絡協議会